

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ シンガポールが、デクロランプラス、UV-328 を含む国際条約で審議中の 5 物質の規制法令を公布

2) 内容

2022 年 5 月 31 日、環境保護管理法 Part 7 Hazardous Substances Control (改定 No. S 435/2022, No. S 436/2022) が公布されました。適用は、2023 年 3 月 1 日からです。アミトロール、ノニルフェノールおよびノニルフェノールエトキシレート、イプロジオン、デクロランプラス、UV-328 が新たに追加されました。有害物質に指定された対象物質の製造、輸入、販売について環境保護局長から付与されるライセンス、または輸送については環境保護局長の書面による承認を取得することが必要です。

3) SEAJ コメント

(参考: 法律の内容)

・ **管理対象となる有害物質**: SECOND SCHEDULE Control of hazardous substances Part I Hazardous Substances の第一列に記載された有害物質。

但し、第二列に記載の除外に該当すれば (閾値 or 用途)、「有害物質」に該当しない。

「有害物質」に該当すれば、原則としては輸入、製造、販売が禁止になるが、個別に有害物質ライセンスを取得すればいずれも可能。

・ **一括で管理対象外となる用途**: SECOND SCHEDULE PART II GENERAL EXEMPTIONS に記載された物質、調剤または製品は「有害物質」には該当しない。PART II は、次の製品/混合物をすべて対象外にする:
※但し、POPs 条約、水銀条約といった国際条約でカバーされる、短鎖塩素化パラフィンや PFOA 等の物質については、上記の一括対象外の一部から外されている。(PFOA と PFHxS を含有する接着剤、フィラー、グレーズ、塗料、ニス)は有害物質制限の対象。一方で、インク、エナメル、ラッカー、潤滑剤、フォトペーパーなどは一括して管理対象外)

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 環境保護管理法: <https://sso.agc.gov.sg/Act/EPMA1999>

- ・ (改訂) No. S 435/2022:

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S435-2022/Published/20220531?DocDate=20220531>

- ・ (改訂) No. S 436/2022:

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S436-2022/Published/20220531?DocDate=20220531>

6) その他

- ・ なし